

# 高島町空き家バンクについて

空き家バンク趣旨

空き家の有効活用を通して、新たな定住者を確保し、地域の活性化を図ることを目的とする。



## 高島町空き家バンクの流れ

空き家登録申込  
(空き家所有者)

※空き家登録には、次の書類を提出する。

- 空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)
- 空き家バンク物件登録カード(様式第2号)
- 同意書(様式第3号)



空き家現地調査

※所有者立ち合いのもと、空き家現地調査を実施。

- 建物の確認、写真撮影など



空き家台帳への  
登録・ホームページ  
の上での公開

※空き家台帳への登録(様式第4号) (登録期間3年間)

※申込者へ物件登録完了書(様式第5号)

※ホームページ上で公開(空き家バンク利用登録者のみ閲覧可能)



空き家利用登録  
(登録は2年間)

※空き家バンクの物件情報の閲覧を希望する者は利用者登録をする。

- 空き家バンク利用登録申込書(様式第10号)



現地見学

※空き家バンク利用登録者からの希望があれば、町担当者立ち合いのもと現地見学(外観のみ)することができる。



交渉の申込  
情報提供

※利用登録者は、物件登録者と交渉を希望する場合は、高島町に空き家バンク物件交渉申込書(様式第14号)を提出する。

申込があった場合は、空き家所有者及び利用者へ情報の提供を行う。



契約・契約報告

契約交渉については、事前に登録いただいた町内宅建取引業者を介し、進める。

※契約成立後、物件登録者は、町に対して報告する。(様式第15号)

問い合わせ先 : 山形県高島町建設課 渡部・皆川

☎0238-52-4481